

八重瀬町拠点型子供の居場所運営事業プロポーザル実施要領

1 目的

本要領は、貧困等による困難を抱える子供たちや、不登校や引きこもり等により手厚い支援を要する世帯に対して総合的な支援を行う事を目的とした、八重瀬町拠点型子供の居場所運営業務を委託するにあたり、公募型プロポーザル方式により企画競争選定を行うため、次のとおり定めます。

2 事業概要

(1) 業務名

八重瀬町拠点型子供の居場所運営事業

(2) 業務期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

(3) 業務内容

別添「八重瀬町拠点型子供の居場所運営業務委託仕様書」のとおり

(4) 委託上限金額

27,956,000円以内（消費税及び地方消費税を含む）

(5) 資料配布期間

令和5年3月14日～令和5年3月24日16時まで

3 応募資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 沖縄県内に本社、又は事業所がある法人・団体であり、本事業の実施を八重瀬町内で行う者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立てをしていない者であること等、経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (4) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有していないこと。
- (6) 児童福祉や青少年自立支援・健全育成等について活動実績があり、必要な支援を提供できること。
- (7) 本事業を円滑に遂行することができる専門的知識及び運営体制が構築されていること。
- (8) 1提案者につき、提案は1件であること。

4 スケジュール

プロポーザルの日程は、以下のとおりとする。

項目		期日等
1	公募の公表（町ホームページ）	令和5年3月14日（火）
2	質問書の提出期限	令和5年3月17日（金）まで
3	質問書の回答期限	令和5年3月20日（月）までに回答
4	参加表明書の提出期限	令和5年3月22日（水）17時必着
5	企画提案書等の提出期限	令和5年3月24日（金）17時必着
6	プレゼンテーションの審査	令和5年3月29日（水）※予定
7	審査結果の通知	令和5年3月30日（木）に通知 ※予定
8	委託契約締結	令和5年4月を予定

5 配布資料

配布資料は次の資料とし、八重瀬町ホームページにて掲載する。

- (1) 八重瀬町拠点型子供の居場所運営事業プロポーザル実施要領
- (2) 八重瀬町拠点型子供の居場所運営業務委託仕様書
- (3) 各種様式（様式第1号～様式第7号）

6 質問の受付及び回答

内容等について不明な点がある場合は、必ず質問書提出期限内に質問書（様式第1号）を提出すること。なお、電話や窓口訪問による口頭での対応は行わない。

- (1) 提出期限 令和5年3月17日（金）17時まで。
- (2) 提出方法 児童家庭課あて電子メール又は窓口持参により提出すること。

E-mail: zidou@town.yaese.lg.jp

- (3) 質問に対する回答

- ①回答 令和5年3月20日（月）までに質問者へメールにて回答
- ②その他 町のHPにて全質問及び回答内容を公表

7 応募方法

- (1) 参加申込み

企画提案を希望する場合は、参加表明書（様式第7号）を提出すること。

- ①申込期間 令和5年3月14日（火）～令和5年3月22日（水）17時必着
- ②提出書類 様式第7号
- ③提出方法 持参又は郵送
- ④提出場所 問い合わせ先を参照

※参加申込書を提出しない場合は、企画提案の参加資格を満たさない。

8 企画提案方法

(1) 企画提案

- ①申込期間 令和5年3月24日（金）17時必着
- ②提出書類 次に掲げる書式等により提案すること。

提出書類		様式等	提出部数
1	会社概要	様式第2号	6部
2	受託業務実績	様式第3号	6部
3	企画提案書	様式第4号	6部
4	見積書	様式第5号	6部
5	誓約書	様式第6号	6部
6	登記事項証明書 (履歴事項全部証明書)	3か月以内に発行されたものの写し	1部
7	納税証明書	国税及び地方税（県税及び市町村税）の未納のない証明書	1部

③書類はA4縦型フラットファイルに綴り、インデックスに書類名を記載し、右側に張り付けること。また、ファイルの表面及び背表紙には法人名及び事業者名を記載すること。ただし、(6)(7)については原本1部のみの提出でよい。

- ④提出方法 持参又は郵送
- ⑤提出場所 問い合わせ先を参照

9 審査基準及び審査方法

(1) 審査評価手法

選定委員会において、評価基準に基づき審査（企画提案書、プレゼンテーション、質疑等）を行い、受託候補者の順位を決定する。委員の各項目6割以上かつ合計点数の総計が、満点の6割に満たない場合には選定外とする。当該順位が第1位である事業者等と本事業の委託契約に関する協議を行い、協議が合意に至った場合は、当該事業者等と委託契約を締結する。

ただし、優先交渉順位第1位の事業者等との協議が合意に至らなかった場合は、次順位の事業者等と委託契約に関する協議を行う。

なお、応募が1者のみであった場合においても、プレゼンテーションは実施し、受託事業者として選定するかを総合的に判断する。

また、審査の結果、合計の総計が最も高い応募者が複数いる場合は、委員の順位の1位獲得数が多い事業者を上位とする。

(2) プレゼンテーション審査

- ①日 時 令和5年3月29日（水）10時～
- ②会 場 八重瀬町役場3階 第⑥⑦会議室

(3) プレゼンテーション実施方法

- ①1事業者あたり、プレゼンテーションの時間を25分（説明15分、質疑10分）以内とする。
- ②1事業者につき、最大3名までの入室を認める。

③プレゼンテーションは、提出した企画提案書のみで行うこととする。

なお、追加資料については、認めない。

(4) 審査内容や結果に関する質問及び異議申し立ては受け付けない。

(5) 評価基準

※最低基準について各項目 6 割以上かつ満点の 6 割以上であること。

評価項目	評価内容	配点
1. 事業目的	実施団体が目指している内容が町の設定している目的に沿っているか	10 点
2. 事業内容	効果的かつ現実性の高い提案	15 点
3. 事業効果	事業を実施することで得られる効果	10 点
4. 実施場所	居場所として予定している場所は、事業を実施する場所として適切か	10 点
5. 実施体制	支援員に求められる役割や基本的な考え、知識・経験を有する人員の配置、質の向上についての取り組み	15 点
6. 事業費	事業費の妥当性	10 点

1 0 審査結果の通知

審査結果については、受託候補者を決定した後、令和 5 年 3 月 30 日（木）に各提案事業者に対して文書にて通知する。

1 1 契約締結の手続き

受託候補者と提案内容、契約手法等の詳細を協議のうえ、受託事業者として決定し、業務委託契約を締結するものとする。

委託契約の締結時に行う業務仕様書に関する協議において、企画提案内容の変更等を求めることがある。

1 2 注意事項

(1) 本公募型プロポーザルは、予算の成立を前提に準備行為として行うものであり、選定の結果は予算の成立をもって効力を有する。

(2) 受託者は、業務の全部又は大部分の処理を第三者に再委託することはできない。

1 3 その他

(1) 本提案に係る一切の経費は、提案事業者の負担とする。

(2) 提出されたすべての書類の所有権は本町にあるものとし、提出された資料の返却はしない。

(3) 提出された書類は当該実施団体選定以外の目的に使用しません。ただし、八重瀬町

情報公開条例（平成18年1月1日八重瀬町条例9号）第7条の定めにより、不開示情報（個人情報や法人等の利益を害する恐れがある情報）を除き、情報開示の対象となります。

1.4 問い合わせ先

〒901-0492

八重瀬町字東風平 1188 番地 八重瀬町役場 1 階

民生部 児童家庭課（担当：外間）

TEL：098-998-7163 FAX：098-998-7164

Email：zidou@town.yaese.lg.jp

受付時間 平日の 9 時から 12 時、13 時から 17 時まで（土日祝日を除く）